

1 憲法による政治と私たちの生活

私たちが日常生活でかかえている問題は憲法にもとづく政治が行われているかということです。

多くの国民のみなさんは、いま、どんな問題を抱えているでしょうか。仕事を続け、生活できる収入を確保できるか。健康に不安がある、適切な医療が受けられるかも不安だ。お年寄りを抱え介護問題に苦労しているとか、将来の年金がどうなるか、子どもの教育についても問題が多いという声も聞かれます。

いずれも、社会の中で本当に一人ひとりが大切にされているか、そのような政治が行われているかどうかに関わる問題です。日本の憲法は、一人ひとりの国民が個人として尊重されることを明らかにし、基本的人権を保障しています。問題は、この憲法が実現されているかどうかということではないでしょうか。

2 基本的人権と私たちの生活

基本的人権が保障されていなかった戦前の旧憲法の時代には、1日十数時間働かされても賃金もまともに支払われないという酷い労働条件がまかり通っていましたし、病気になっても治療すら受けることもできず、多くの国民が犠牲になりました。政府や企業のやり方を批判することすらできなかったのです。

これに対して、現憲法では、健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障しています(25条Ⅰ・生存権)。国は、そのための社会保障制度を整えなければなりません(25条Ⅱ)。また、国民に教育を受けさせなければなりません(26条)し、国民が人間らし

く生きるために国民の働く権利を保障しています(27条)。のみならず、人間らしく生活する労働条件を確保するために労働者の団結権等労働基本権を保障しているのです(28条)。

これらの権利の実現を求めて、ピラ等で宣伝したり(21条表現の自由)、政府や議会に要求する権利(15条Ⅱ請願権)も認められています。

このように現憲法が定めていることを実現できれば、私たちの生活は、仕事も、教育も、健康も、老後も、不安を抱かずにすむ社会が実現できるはずです。

3 人権を実現するために

国民は、裁判など様々な取り組みによって憲法で保障された権利を実現してきました。

例えば、高校進学のための学資保険すら否定されていた生活保護家庭の訴えを認めさせるなど、生活保護や社会保障の水準を大幅に引き上げたりしてきました。結婚退職制をやめさせ、女性に対する賃金などの差別を是正させてきました。さらに、表現の自由の前提として国民の知る権利、個人を尊重するために不可欠なプライバシーの権利を認めさせてきました。米軍基地問題では、米軍機の騒音が周辺住民の静かに生活する権利を侵害する違法なものだと認めさせてきました。これらは、憲法を実現させてきた一例ですが、いま、この方向を強めることこそ大事です。

ところが、現在進められている憲法「改正」論議は、人権制限のために「公の秩序」などという言葉を持ち出して、政府の都合

で人権を制約できるようにしようとするものです。環境権とかプライバシーの権利を明記するという話も出ていますが、重大なのは人権の実現を困難にしてしまうことです。人権保障を手厚くするものでは決してありません。

4 人権の前提となる平和の実現

平和こそ、人権の権利の実現にとって大事な前提となります。

戦争をしたり、軍事を優先したりする社会では、基本的人権も実現できません。日本は、侵略戦争や植民地支配によって、アジアで多くの人々の命を奪い、人権や生活を踏みにじってきました。日本国内においても、同様でした。そのような反省にたち、憲法は、全世界の国民が平和のうちに生きる権利を有することを明らかにし、日本が戦争することのないように戦争を放棄し、軍隊も保持しないことをはっきりさせたのでした。

ところが、政府は、今日、年間5兆円もの軍事予算を使って軍備を拡大し、イラクへの海外派兵を続けています。また、国民の生活を犠牲にしてまで戦争に協力するべきとする有事法制を成立させました。沖縄では、米軍基地の被害で多くの住民が苦しんでいます。そのうえ憲法を「改正」し、軍隊を認め、アメリカと一緒に戦争できる憲法にしてしまったら、国民の生活も権利も、ますます犠牲を強いられることとなります。私たちの暮らしをよくするためにも、改憲を許さず、現在の平和憲法の立場を貫き、現在の憲法を政治や生活にもっと生かすことが大切です。

憲法しましょう

Vol.1 2005.10.23

平和がスキという人の
ための憲法論のススメ

憲法と私たち

憲法の「改正」問題は、私たちの日常生活にとって、どのような関係があるのでしょうか。

自由法曹団改憲阻止対策本部